

(主体ごとの基本的方向)

市民 団体

基本的方向2 市民団体の自主的な活動を支援・促進する

市民団体の活動がより活発に行われるよう、活動を行うにあたって課題となっている、情報・交流の機会・人材育成・資金面について効果的な支援を行います。

目的・取組み・具体例

◆市民団体の活動が広く知られ、取組みの輪が広がる。

➡市民団体に関する情報発信や活動を広げる機会・場の提供



環境局ホームページでの市民団体の紹介

・環境局ホームページ

：市内や近郊で環境に関する活動を行っている市民団体を紹介【環境局】

・福岡市環境行動賞

：市の環境保全・創造に貢献した個人・市民団体・学校・事業者を表彰し、模範的な活動を広く市民に発信【環境局】

その他、あすみんウェブ【市民局】、活動拠点支援施設「エコルーム」【環境局】 など

◆市民団体同士が交流し、共働・連携による環境保全活動を実施する。

➡団体同士の情報交換・交流の場の提供による、団体同士の共働・連携の支援

・環境フェスティバルふくおか

：市民団体・事業者・行政が一堂に集い、情報交換・相互交流を行って、参加体験型のイベントを開催【環境局】

・あすみん

：NPOやボランティア活動をはじめとする多様な市民公益活動の情報交換・相互交流の場を提供【市民局】
など



福岡市NPO・ボランティア交流センター「あすみん」



◆市民団体が人材育成に取り組み、活動が広まるとともに後継者が育つ。

➔成熟した市民団体と若者や新規の団体などとの出会い・交流の場の提供

・エコ発する事業

：市民団体をはじめ、環境活動に取り組むU-30世代の団体にも資金面等で支援。特にU-30世代の団体には、成熟した市民団体によるアドバイスを受けられる制度を用意。また、活動報告会では市民団体やU-30世代の団体が取り組みを発表するとともに、ワールドカフェ形式により団体同士の交流を深めるなど、分野や世代を超えた団体間の共働・連携の機会を提供【環境局】



活動報告会にて、自らの環境保全活動を発表する若者

◆市民団体の資金面における課題が解決する。

➔市民団体の環境保全活動に対する補助事業や、団体が活用できる他の支援策の情報提供



地域集団回収の様子

・地域集団回収等報奨制度

：資源物の集団回収等実施団体に、回収量などに応じた報奨金を交付【環境局】

・あすみんウェブ

：市民団体が利用できる助成金の情報を広く発信【市民局】

その他、緑の活動支援事業【住宅都市局（緑のまちづくり協会）】、河川浄化報償金【道路下水道局】、治水池環境美化活動報奨金【道路下水道局】 など